

県内における農地中間管理事業の取組について

平成28年7月14日

埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

平成27年における借受希望者の公募実施状況について

- 平成27年度は、借受希望者の公募を5回実施。(地域の状況に応じて随時公募を実施)
- その結果、32市町(100地区)で延べ580経営体から応募があり、これら経営体が希望する借受希望面積は2,996ha。

《借受希望者の応募実施状況》

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
5/7～6/8	7/1～7/31	9/1～9/30 (8/26～9/24)	11/2～12/1 (11/9～12/9)	1/7～2/8 (外4回)
10市町	12市町	10市町	18市町	
24地区	25地区	24地区	32地区	

《借受希望者数、借受希望面積等》

応募件数(件)				借受希望者数(経営体)						借受希望面積 (ha)
	地域内	地域外	新規参入	個人			法人			
					うち新規参入		うち新規参入法人			
580	491	74	15	580	521	8	59	7	2,996	

- ・平成26～27年度の2カ年で33市町において公募を実施。
- ・農業振興地域を有する53市町村で公募を実施していない市町村は20市町村

農地中間管理権の市町村別設定状況について

- 機構は、現在(H28.6末)までに18市11町から、1,014.3haの農地を借受け。
- 加須農林振興センター管内の3市で、これまで機構が借受けた農地の半分以上(53.4%)を占めている。

市町村名	単位:ha				順位
	H26	H27	H28	合計	
さいたま市	0.2	0.8	0.6	1.6	
羽生市	31.6	170.2	2.6	204.4	②
越谷市		18.6	0.1	18.7	
加須市		214.8	8.1	222.9	①
滑川町		66.5		66.5	④
寄居町		2.6	1.1	3.7	
吉見町	20.8	36.1	3.4	60.3	⑥
吉川市		0.3		0.3	
久喜市		3.8	3.7	7.5	
熊谷市		54.8		54.8	⑦
幸手市		13.4	2.6	16.0	
行田市		71.6	42.9	114.5	③
鴻巣市		31.9	36.3	68.2	
坂戸市	1.7			1.7	
松伏町		1.0		1.0	
上里町		4.2		4.2	
深谷市		0.5		0.5	
神川町		26.0		26.0	⑧
杉戸町		10.6		10.6	
川島町		9.4		9.4	
入間市		8.3	11.3	19.6	⑩
白岡市		3.3		3.3	
小川町	0.3			0.3	
日高市	2.4			2.4	
美里町	43.0	20.7		63.7	⑤
北本市		1.3		1.3	
嵐山町		25.5		25.5	⑨
秩父市			4.1	4.1	
川越市			1.3	1.3	
合計	100.0	796.2	118.1	1,014.3	

○ 地権者数(H28.6末現在) 2,638人

○ 筆数(H28.6末現在) 8,610筆



機構から担い手への市町村別転貸状況について

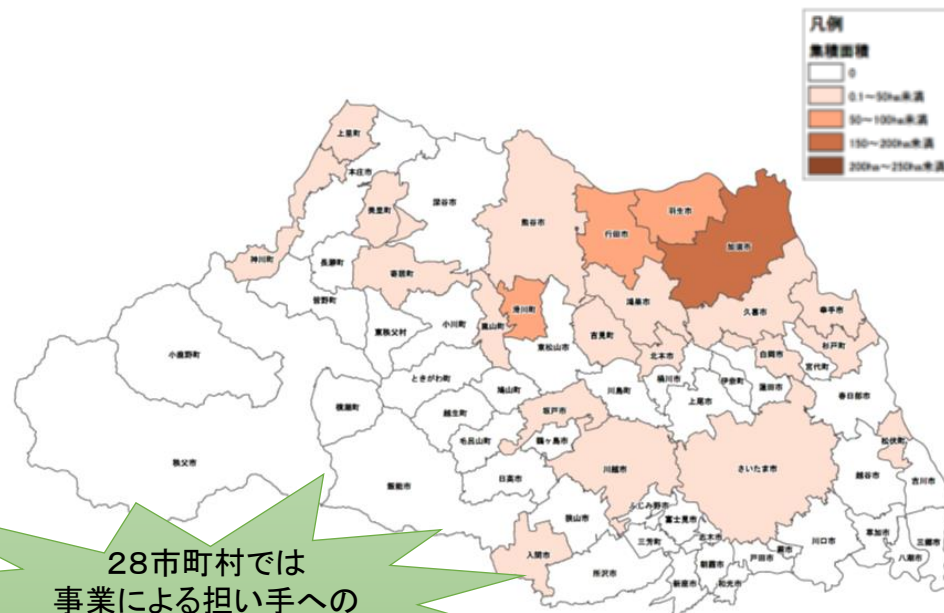
- 機構は、現在(H28.6末)までに15市10町の担い手に820.8haの農地を転貸。
- 加須農林振興センター管内の3市で、これまで機構が転貸した農地の半分以上(52.2%)を占めている。

単位: ha

市町村名	H26	H27	H28	合計	順位
さいたま市		0.6		0.6	
羽生市	6.6	58.9	95.8	161.3	②
加須市		188.5	7.7	196.2	①
滑川町		61.6		61.6	⑤
寄居町		2.6	0.6	3.2	
吉見町	11.2	26.0	19.7	56.9	⑥
吉川市			0.3	0.3	
久喜市		3.8		3.8	
熊谷市		44.5	10.3	54.8	⑦
幸手市		13.4	2.6	16.0	
行田市		71.6		71.6	③
鴻巣市		31.3	1.8	33.1	⑧
坂戸市		1.7		1.7	
松伏町		1.0		1.0	
上里町		4.2		4.2	
神川町		26.0		26.0	⑨
杉戸町		6.7	3.9	10.6	
川島町		9.4		9.4	
入間市		8.3		8.3	
白岡市		3.3		3.3	
日高市	2.4			2.4	
美里町	34.4	29.3		63.7	④
北本市		1.3		1.3	
嵐山町		25.4		25.4	⑩
秩父市			4.1	4.1	
合計	54.6	619.4	146.8	820.8	

○ 転貸した担い手数(H28.6末現在) 495人

○ 筆数(H28.6末現在) 6,468筆



28市町村では
 事業による担い手への
 転貸実績なし

県内における農地中間管理事業の取組事例(その1)

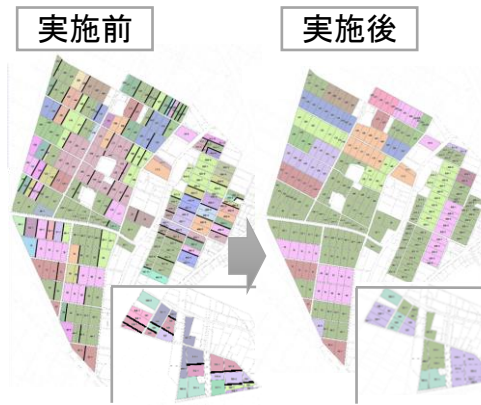
基盤整備との一体的な取組

地区名	面積	取組の概要
羽生市 発戸地区	43ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域全体が「危機感」を共有し、担い手の確保を広く外に求めることで合意。 ○ 耕作放棄地(約2ha)を市単独補助事業により解消。 ○ 機構が地区内の農地を一括して借受けて、県営埼玉型ほ場整備事業を実施中。(H27～H30) ○ 整備後に、大手量販企業(イオンアグリ創造(株))及び地域の担い手3人に集積を図る。
加須市 駒場地区	27ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ H26年産の米価の下落により、分散している農地の集約化を検討。 ○ H27年度に農地耕作条件改善事業を導入し、畦畔撤去により区画拡大を実施。 ○ 地権者39名から農地を借入れ、受け手農家12名に集積。 ○ 農道及び用排水路は、今後、埼玉型ほ場整備事業により整備予定。
羽生市 尾崎地区	20ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地権者49名から農地中間管理機構が農地を借入れ、公募により申し込んだ受け手農家32人に貸付け。 ○ 農地中間管理機構が、道路・水路及び畦畔除去による区画拡大など簡易な基盤整備(H27～H28)を実施。 ○ 地区内の担い手が農地を利用しやすくするため、まとまりのある形となるよう、順次、調整を図っていく。

地区の状況



基盤整備終了後配分イメージ



実施前 実施後



実施前 実施後

県内における農地中間管理事業の取組事例(その2)

	地区名	面積	取組の概要	地区の状況
基盤整備との一体的な取組	加須市 戸崎地区	42ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ H26.3に戸崎土地改良組合が設立。組合内に計画委員会、営農委員会、総務・管理委員会を設け事業を推進。 ○ H26～29を工期として埼玉型ほ場整備事業を実施しており、現在ほ場整備工事を実施中。 ○ 今後、地区内の大規模農家に順次集約化を図る予定。 	
	加須市 古川地区	44ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地権者135名から農地中間管理機構がH28.7末に農地を借入れ予定。 ○ H28年度に農地耕作改善事業を導入し、揚水機場とパイプラインの修繕を実施予定。 ○ 本地区は主に地区内の大規模農家が耕作を行っている地区であり、用水機場等の修繕を機に機構を活用。 	
の錯綜消した農地利用	美里町 広木・駒衣地区	78ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業の効率化に向けて、錯綜した農地を交換するため地域の話合いを複数回実施。 ○ 45.5haを機構が借受け、10名の担い手と1麦作法人(裏作のみ)に配分。 ○ 担い手数はこれまでと同じだが、農地の集約ができたことにより、担い手の作業効率は格段にアップ。 ○ 地域集積協力金を活用し、共同で使用する農業機械の購入を検討。 	

県内における農地中間管理事業の取組事例(その3)

	地区名	面積	取組の概要	地区の状況
高 齢 化 や 担 い 手 不 足 へ の 対 応	秩父市 下吉田地区	5ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ H23年度に福島県でエゴマを栽培をしていたモリシゲ物産が市場広瀬地内の農地(約1ha)を借受け営農を再開。 ○ 同会社が借受けていた農地の更新に当たり、農地中間管理事業を活用。併せて、暮坪地内に借受け農地の区域を広げ、経営面積を約2haに拡大。 ○ 下吉田地区では同会社のほか、地域の担い手と龍勢の町よしたの3者で農地利用を調整。 	
	入間市 上谷ヶ貫地区ほか	20ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狭山茶の代表的な産地。 ○ 近年、茶葉生産をやめる農業者が増え、抜根する茶畑が増加。 ○ 金融機関の関連会社が出資して、平成27年3月に新法人を設立。 ○ 茶畑の減少を食い止めたいとの意向で、地域の茶生産農家と連携し、茶栽培に参入。 	
・集 法 落 人 営 化 農 の 組 織 化	熊谷市 小原地区	45ha	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以前から集落一丸となって、機械化組合と連携しブロッコローテーションによる主穀作が行われていた。 ○ 農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、地域農業を維持・発展させるため法人設立に向けた検討を開始。 ○ H26.12に農家85名を組合員とする、農業法人を設立。 ○ H26年度中に水田44.5haを機構が借り受け、H27.6に農業法人に一括に配分。 ○ 今後は、畑についても集積して、さらなる経営希望の拡大を目指す。 	

平成28年度における取組について

全県的な取組として農地中間管理事業を軌道に乗せるため、水田農家の田植え作業が一段落し、次の農繁期までの3ヵ月間「7～9月」を重点推進期間とし、事業展開にメリハリをつける。

1 体制強化

(1) 職員の増員

県からの派遣職員(1名)とプロパー職員(1名)、コーディネーター(2名)をさらに増員し、推進体制を強化。

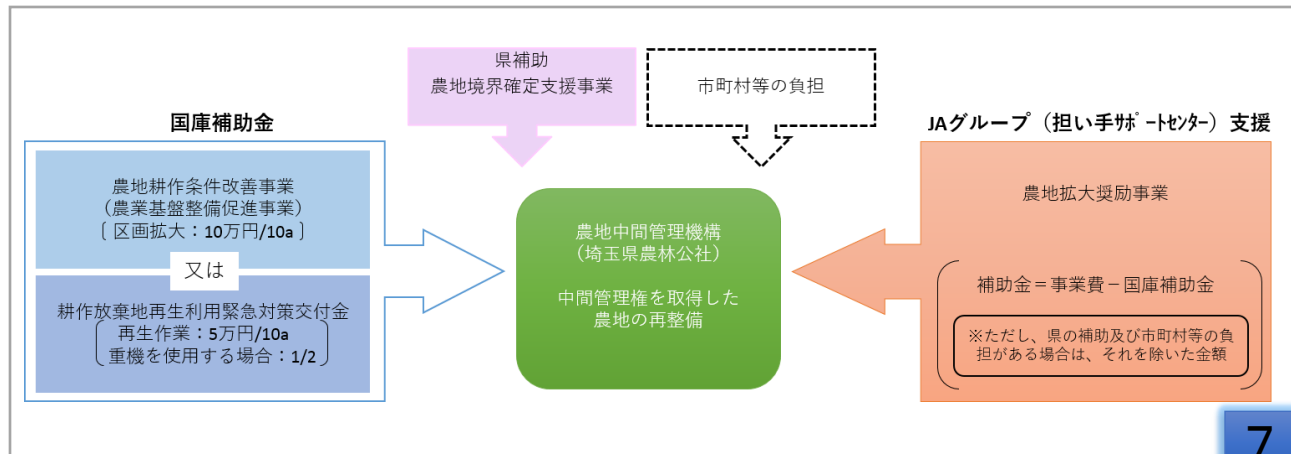
(2) 体制整備

農地中間管理権を設定した農地の管理及び賃料の支払い・收受等の業務を行う「管理グループ」と、地域における推進活動や関係機関との調整を行う「推進グループ」を設置し、業務体制を整備。

2 連携強化

県・農業団体・公社で構成する農地中間管理事業推進会議を中心に市町村、JAグループ、土地連等関係団体との連携をさらに強化し、組織的に事業を推進する。

機構が借受けた農地において、狭小な区画や荒廃している農地等の整備を行う際に、県の新規事業(農地境界確定支援事業)を活用するとともに、JAグループ(担い手サポートセンター)の支援を受けて実施。



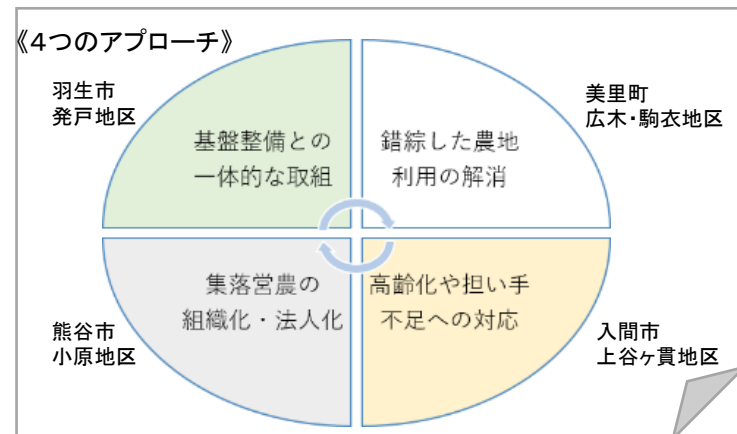
3 ターゲットの拡大

- ・各農林振興センターにおいて把握した推進重点地区
- ・地域課題に着目した4つのテーマによるアプローチ

～ 担い手に着目した新たな推進手法を追加 ～

大規模主穀作農家の経営農地を先行して機構が借り受け、集約が可能となった段階で、地域の話し合いを進め担い手間の経営農地を入れ替える。

※ 本年度、水田率の高い地域において試行し、推進手法を確立する。



4 環境づくり、機運醸成

(1) マスメディアを活用したPR

FM79.5で、7～9月に放送(7月:2回/日、8月:5回/日、9月:2回/日)1回当たり 20秒(約100字程度)

(2) ノボリの作成

各市町村、農協、県地域機関に置き、窓口の明確化を図る。

(3) 現地検討会の開催

- ① 時期 平成28年7月
- ② 開催方法 3会場で、午前・午後に分けて実施(県と機構の共催)
- ③ 規模 1回当たり50名を参集し、合計300名
- ④ 参集範囲

農業委員、農地利用最適化推進委員、市町村・農業委員会事務局、農業協同組合職員、土地改良区職員、大規模農家 等(4)サポータークラブ(仮称)の設置

大規模主穀農家との協調体制を構築する。

5 特別推進

農地中間管理事業を軌道に乗せるため、未実施の市町村などに対し更に推進する。